

高齢受給者証の発送について

当組合に加入している満70歳～74歳の方に対して高齢受給者証を発送しました。
なお、今回からマイナンバーにより、地方税情報等を照会し、給付割合を決定しました。
8月以降医療機関を受診するときは、この高齢受給者証と保険証を一緒にご提示をお願いします。

高齢受給者証の一部負担金割合の判定について

同じ世帯内の70～74歳の被保険者の課税標準額(※1)が、**全員145万円未満**である。

※1 収入から必要経費や各種控除を差し引いた後の所得金額

はい

いいえ

生年月日が昭和20年1月2日以降の70～74歳の被保険者がいる。

はい

いいえ

70～74歳までの被保険者の旧ただし書き所得(※2)の合計額が210万円以下である。

※2 総所得金額から基礎控除(33万円)を差し引いた金額

いいえ

はい

70～74歳の被保険者の年収(※3)が、下表のいずれかに該当する

被保険者数(70～74歳)	年収の合計額
1人	383万円未満
2人以上	520万円未満
1人(特定同一世帯所属者(※4)がいる場合)	520万円未満

※3 年金収入、給与収入、営業収入等、必要経費や控除額を差し引く前の総収入

※4 後期高齢者医療制度への移行により、組合を脱退した方

はい

いいえ

一部負担金の割合

昭和19年4月2日生まれ以降の方…2割
昭和19年4月1日生まれ以前の方…1割

一部負担金の割合

3割